

# 水道料金の適正水準について

答 申 (案)

令和 6 年 6 月 日

倉敷市水道事業経営審議会



令和6年6月 日

倉敷市長 伊 東 香 織 様

倉敷市水道事業経営審議会

会長 天王寺谷 達将

水道料金の適正水準について（答申）

令和6年1月29日付け倉水総第228号で諮問を受けた水道料金の適正水準について、当審議会で審議を重ねた結果、次のとおり答申します。



## 目 次

はじめに	1
1 水道料金の改定について	2
2 水道料金の算定期間について	3
3 水道料金の適正水準について	4
4 水道料金体系について	5
5 要望事項	6
おわりに	7
附属資料	
(1) 諮問(写)	10
(2) 倉敷市水道事業経営審議会条例	11
(3) 倉敷市水道事業経営審議会委員名簿	12
(4) 倉敷市水道事業経営審議会審議経過	13



## はじめに

水道事業の基本的な役割は、清浄にして豊富かつ低廉な水の供給を図ることにより、健康で文化的な市民生活を支えることである。

倉敷市の水道事業は、大正5年に通水を開始して以来100年以上が経過し、その間、必要とされる水道施設を計画的に整備し、市勢の発展、人口の増加及び生活様式の多様化等に伴って増え続ける水需要に対応してきたが、現在では水道普及率はほぼ100%を達成し、水道施設の基盤を強化していくことが求められる時代になっている。

そのような中で、倉敷市水道局では、平成31年に水道事業の最上位計画である「くらしき水道ビジョン-2019-」を策定し、水質の向上、災害対策の充実等の目指すべき将来像を掲げつつ、令和4年には、災害に強いまちづくりを進めていくことが急務であるという認識のもと「倉敷市水道施設第一期基盤強化計画」を策定し、施設の最適化や計画的更新、災害対策等の基盤強化に取り組んでいる。

一方で、基盤強化の原資となる現在の倉敷市の水道料金は、平成31年に改定されたものであり、改定後も業務の効率化や民間委託の推進等、健全経営に努めてきたが、給水人口の減少や節水意識の浸透等に伴う給水収益の減少、受水費の上昇や昨今の物価高騰による電力費・薬品費・資材費等の経費の増加により、今後の水道事業の経営環境は厳しい状況になることが見込まれる。

このような状況の下で、当審議会は、令和6年1月29日に倉敷市長から「水道料金の適正水準について」諮問を受け、市民生活や社会経済活動に必要不可欠である水道事業を将来も安定的に維持していくため、投資・財政計画を十分に検討しつつ、市民生活への影響についても慎重に審議を重ね結論を得たので、次のとおり答申する。

## 1 水道料金の改定について

公益社団法人日本水道協会の水道料金算定要領では、水道料金の適正水準を検討するに当たり、水道事業者は水道料金の低廉化を図るため、経営効率化に最大の努力を傾注すべきであるとしている。

倉敷市の水道事業は、前回の平成31年の料金改定以降も、検針・料金収納業務の見直しや太陽光発電の導入等を実施し、効率的な経営に取り組んできた。こうした努力により、中核市の中では5番目、岡山県下の市の中では2番目という安価な料金を維持している（※）。

しかし、昨今の物価上昇の影響は大きく、このままの料金水準を維持した場合、災害時にも水道事業の運営を継続するための内部留保資金は、令和6年度以降、積み立てできない状況となり、令和7年度には、「くらしき水道ビジョン-2019-」の目標値である20億円を下回る見込みとなっている。また、こうした財政状況であっても、「倉敷市水道施設第一期基盤強化計画」で掲げる老朽化した水道施設の更新や地震災害に備えた耐震化等、ライフラインを維持するための事業を実施していく必要がある。

これらのことから、市民生活の安定と水道事業の健全経営に加え、将来世代への過度な負担を避けるためには、倉敷市の水道料金を見直し、適正な水準にする必要があるとの結論に至った。

（※）口径13mmで1か月20m<sup>3</sup>使用した場合の家事用料金

## 2 水道料金の算定期間について

水道料金算定要領では、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性等を考慮し、料金算定期間は将来の3年から5年を基準とすることが妥当であるとしている。

昨今の物価高騰や金利変動等の経済・社会情勢を踏まえると、長期にわたって経営状況を見通すことは困難であり、定期的な検証や見直しが必要であると考えられる。そのため、今回の水道料金算定期間は、令和7年度から令和9年度の3年間で妥当と判断した。

### 3 水道料金の適正水準について

水道は市民生活を支える重要なライフラインであり、将来にわたり十分かつ良質な水道水を安定的に供給しなければならない。そのためには、水道事業の健全な経営を確保できる適正な水道料金水準とする必要がある。

料金算定は、公正妥当なものであること、効率的な経営の下における適正な原価を基礎とするものであること、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものであることが基本原則であり、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定する総括原価方式に基づくことが求められる。

倉敷市においても、過去の給水実績及び社会情勢の変化に基づく合理的な水需要予測と、これに対応する水道施設の最適化を前提とし、効率的な経営の下、水道事業の健全な運営を確保するためには総括原価方式をとることが適当と判断した。

当審議会では、水道局で策定した「倉敷市水道施設第一期基盤強化計画」を踏まえた投資・財政計画を基に、企業債残高について配慮しつつ、総括原価方式による料金算定を行った結果、料金算定期間中の総括原価は246億円となった。現行水準で見込まれる料金収入は203.6億円であり、42.4億円が不足することから、平均改定率20.82%の引き上げが必要と判断した。

## 4 水道料金体系について

### (1) 水道料金体系について

倉敷市の水道料金は、使用区分に応じた料金を設定する用途別料金体系を採用しており、基本料金と従量料金（超過料金）によって構成される料金体系としている。現行の水道料金体系を維持し、各単価について一律20.82%増加した場合、次のような水道料金表となる。

### (2) 水道料金表について

使用区分		1箇月あたりの水量	料金(円)		
			現行	改定	
専用給水装置	一般用	基本	10立方メートルまで	900	1,087
		超過 (1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え20立方メートルまで	110	133
			20立方メートルを超え30立方メートルまで	126	152
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	133	161
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	140	169
			100立方メートルを超え500立方メートルまで	160	193
			500立方メートルを超えるもの	177	214
	湯屋用	基本	10立方メートルまで	900	1,087
		超過 (1立方メートルにつき)	10立方メートルを超えるもの	80	97
		船舶用	1立方メートルにつき	243	294
	臨時用	1立方メートルにつき	269	325	
私設消火栓	消防用	施設準備 基本料として	1栓につき	230	278
		使用料	1立方メートルにつき	115	139

(消費税抜き)

## 5 要望事項

今回の水道料金の見直しにあたり、今後の水道事業の経営に対し、次のとおり要望する。

- (1) 料金改定を実施するに当たっては、水道事業の現状や料金改定の必要性等について、丁寧で分かりやすい説明を行い、水道使用者の理解を得るよう努められたい。
- (2) 将来世代への負担低減のため、料金改定実施後も、より一層の経営努力を行い、企業債発行額の抑制に努められたい。
- (3) 南海トラフ地震等に備え、老朽化した水道施設の計画的な更新や耐震化の推進等、災害に強い水道事業の構築に努められたい。
- (4) 水道事業の基盤を強化し、将来にわたり安全でおいしい水道水の供給と水道事業の健全な経営に努められたい。

## お わ り に

当審議会は、倉敷市長から諮問された水道料金の適正水準について審議した結果、昨今の物価高騰や老朽化した水道施設の更新・耐震化の必要性、世代間の公平性等を考慮し、令和7年度から令和9年度までの3年間において、平均改定率を20.82%とする料金改定を実施することが適当であると答申する。

この答申の趣旨を踏まえ、将来にわたって水道事業の健全な経営を確保し、安全でおいしい水道水の安定供給に努められたい。



## 附 属 资 料

## (1) 諮 問 (写)

倉水総 第228号

倉敷市水道事業経営審議会

会長 天王寺谷 達将 様

水道料金の適正水準について (諮問)

倉敷市水道事業経営審議会条例 (平成13年3月23日条例第7号) 第2条の規定に基づいて、本市水道料金の適正水準について審議会の意見を問います。

令和6年1月29日

倉敷市長 伊 東 香 織

### 記

#### 1 諮問理由

本市では、災害に強いまちづくりを進めていくために、水道施設の更新や耐震化対策等の基盤強化を行うことが急務となっています。一方で、給水人口の減少や節水型機器の普及に伴う給水収益の減少、昨今の物価高騰による電力費や薬品費の増加等により、今後の水道事業の経営環境は厳しい状況になることが見込まれています。

これらのことから、安全・安心な水道水の供給や水道事業の健全な経営を図るため、今後の水道料金の適正水準について審議会の意見を問うものです。

## (2) 倉敷市水道事業経営審議会条例

施行期日 平成13年4月1日

(目的及び設置)

第1条 倉敷市の水道事業の経営に関する事項を審議し、もって適正かつ効率的な経営に資するため、倉敷市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、水道料金の改定その他水道事業の経営に関する事項を調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(3) 倉敷市水道事業経営審議会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

	氏 名	役 職 名
学識経験者	◎ 天王寺谷 達将	岡山大学学術研究院社会文化科学学域 准教授
	○ 山野 ひとみ	倉敷芸術科学大学生命科学部生命科学科 准教授
組織団体の推薦	○ 中濱 崇	倉敷商工会議所 理事・事務局長
	○ 別所 美治	玉島商店街振興会 会長
	○ 岡本 武義	倉敷市民生委員児童委員協議会 会計
	○ 渡邊 尚	晴れの国岡山農業協同組合 理事
	○ 竹田 照美	倉敷市婦人協議会 赤崎学区地区婦人協議会 副会長
	○ 中村 みどり	倉敷市消費生活学級連絡協議会 副会長（倉敷地区長）
	○ 山路 浩正	備南水道企業団 事務局次長
	○ 西 雅敏	岡山県南部水道企業団 事務局長
	○ 児玉 あゆ子	男女共同参画セミナー修了者
	○ 大橋 千鶴	男女共同参画セミナー修了者
公募	尾跡 ちひろ	一般公募

(4) 倉敷市水道事業経営審議会審議経過

	開催年月日	開催場所	審議の内容
第1回 審議会	令和5年8月22日	水道局3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倉敷市水道事業の概要</li> <li>・ 倉敷市水道事業の財政状況</li> <li>・ 水道事業が目指す未来の倉敷市</li> </ul>
第2回 審議会	令和5年10月11日	片島浄水場 見学者ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倉敷市水道局の事業計画</li> <li>・ 第一期基盤強化計画の概要</li> <li>・ 第一期基盤強化計画の各事業</li> </ul>
第3回 審議会	令和5年11月20日	水道局3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道事業会計のしくみと 倉敷市水道局の決算状況</li> <li>・ 倉敷市水道局の投資・財政計画</li> </ul>
第4回 審議会	令和6年1月29日	水道局3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問</li> <li>・ 水道料金のしくみ</li> <li>・ 水道料金の適正水準</li> </ul>
第5回 審議会	令和6年2月15日	水道局3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道料金の適正水準（2）</li> </ul>
第6回 審議会	令和6年3月12日	水道局3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道料金の適正水準（3）</li> </ul>
第7回 審議会	令和6年4月19日	水道局3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道料金の適正水準について 答申（案）</li> </ul>